

未成年者とは満20歳未満のものをいい、「宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」は営業行為をすることができないため、結果として宅地建物取引士になることはできません。一方で、宅地建物取引業に関する営業を法定代理人より許された未成年者は、その営業に関し成年者と同一の行為能力を有すると認められることから、宅地建物取引士の登録を受けることができます。未成年者で宅地建物取引士の登録を受けようとする場合は、【様式第五号】登録申請書にこの書類を添付してください。

※専任の宅地建物取引士は成年者であることが要件のため、未成年者は就任することができません。
※20歳未満の者で婚姻した者は、成年に達した者とみなされます。

記入例

様式第5（第8条の2関係）

許可書

1 未成年者の住所・氏名・生年月日

住所 **宮崎県延岡市愛宕町2-15**

氏名 **三北 早日渡**

生年月日 **平成13年9月8日**

2 従事する営業の種類

宅地建物取引業

私は、上記未成年者の法定代理人として、上記未成年者が宅地建物取引業に従事することを許可します。

宮崎県知事 殿

令和2年 2月 1日

法定代理人

住所 **宮崎県延岡市愛宕町2-15**

氏名 **三北 日平**

住所 **宮崎県延岡市愛宕町2-15**

氏名 **三北 古江**